

## 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会運営要領（案）

平成23年6月7日

## 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会決定

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下、「検証委員会」という。）の議事の手続その他検証委員会の運営に関しては、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の開催について（平成23年5月24日閣議決定）」に定めるもののほか、以下のとおりとする。

## （委員長代理）

第1条 委員長が不在の場合は、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## （検証委員会の議事）

第2条 検証委員会は、委員長の招集により開催する。

2 検証委員会は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 検証委員会の議事は、原則として出席委員全員の一致により決するものとする。ただし、出席委員全員の一致が見られない場合にあっては、委員長の裁断により、出席委員の過半数によって決することができる。

## （検証委員会の議事の公開等）

第3条 検証委員会の議事は、原則として公開とする。ただし、議事を公開することにより第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他委員長が非公開とすることを必要と認めた場合にあっては非公開とすることができる。

2 検証委員会における配布資料及び議事の記録は、原則として公表する。ただし、公表することにより第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他委員長が非公表とすることを必要と認めた

場合にあつては非公表とすることができる。

(分科会)

第4条 検証委員会は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、分科会を置くことができる。

2 分科会の運営に関し必要な事項は、前項の議決により定めるもののほか、委員長が定める。

(技術顧問の検証委員会への参加)

第5条 技術顧問は、委員長の承認を得て、検証委員会に出席し、委員長の求める事項について参考意見を述べることができる。

(事務局への調査指示)

第6条 検証委員会及び委員長は、検証委員会の事務局に必要な調査を行わせることができる。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。